

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

県立体育館条例施行規則（昭和42年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュアスポーツに使用する する場合	その他の催し に使用する場 合			アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合
会議室	[略]	円 <u>270</u>	円 <u>640</u>	会議室	[略]	円 <u>280</u>	円 <u>660</u>
ステージ	[略]	<u>270</u>	<u>830</u>	ステージ	[略]	<u>280</u>	<u>860</u>
選手控室	[略]	<u>220</u>	<u>440</u>	選手控室	[略]	<u>230</u>	<u>460</u>
放送設備	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>	放送設備	[略]	<u>280</u>	<u>660</u>
電光掲示板	[略]	<u>320</u>	<u>640</u>	電光掲示板	[略]	<u>330</u>	<u>660</u>
総合演技台	[略]	<u>1,300</u>	<u>2,570</u>	総合演技台	[略]	<u>1,350</u>	<u>2,660</u>
ピアノ	[略]	<u>510</u>	<u>1,030</u>	ピアノ	[略]	<u>530</u>	<u>1,070</u>
いす（3人用）	[略]			椅子（3人用）	[略]		
いす（1人用）	[略]			椅子（1人用）	[略]		
[略]				[略]			
体操用具	[略]	<u>1,050</u>	<u>2,100</u>	体操用具	[略]	<u>1,090</u>	<u>2,180</u>
バスケットボール用具	[略]		<u>320</u>	バスケットボール用具	[略]		<u>330</u>
[略]				[略]			
トランポリン	[略]		<u>320</u>	トランポリン	[略]		<u>330</u>
レスリングマット	[略]	<u>180</u>	<u>370</u>	レスリングマット	[略]	<u>190</u>	<u>380</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。